

県内産品使用促進の取組要領

1 目的

公共事業において使用される建設資材は、これまでも県内産品の使用に努めるよう受注者に求めてきたところであるが、公共事業における県内産業への経済波及効果をより高めるため、主要資材における県内産品の原則使用や総合評価落札方式における評価項目への位置付け等を主たる取組として、県内産品の更なる使用促進を図っている。本要領は、県内産品使用の契約後の取扱いについて明らかにすることを目的とする。

2 取組方針

公共工事における建設資材について、県内産品のより一層の優先使用を図る。

- ① 建設資材のうち、主要資材は県内産品を原則使用する。
- ② 主要資材以外の建設資材についても積極的な使用に努める。

3 用語の定義

県内産品・・・県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材
主要資材・・・公共工事において汎用的に使用される建設資材（別紙：主要資材リスト）
原則使用・・・県内産品が存在する資材を公共工事に原則として使用すること
積極的な使用・・・県内産品を可能な限り使用すること

4 対象事業

県土整備部の所管する土木請負工事のうち、契約金額が250万円以上の請負工事を対象とする。ただし、緊急的に実施する工事や総価契約単価取決方式による工事は除く。

5 実施方法

（1）県内産品の原則使用等の明示

土木工事共通仕様書（平成26年10月）に以下の内容を明示した

第2編 材料編 第1章 一般事項 第1節 適用

2-1-1-2 県内産品の使用

1. 一般事項

受注者は、前条に定める規格・品質等を満足する建設資材等について、県内で産出、生産、加工または製造（県内工場）された建設資材（県内産品）を優先して使用するものとする。特に表2-1-1 主要資材リストにある主要資材の調達にあたっては、原則として県内産品を使用するものとする。

ただし、主要資材について県内産品の調達が困難な場合は、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」を提出し、確認を受けなければならない。

2. 適用除外

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工事は、前項の適用を除外する。

（2）土木工事共通仕様書の解説

受注者は、工事に使用する資材（主要資材以外の資材を含む）について、県内産品を調達するか否かを示す資料を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

① 主要資材（共通仕様書 表 2-1-1 主要資材リスト）

- ・主要資材については、原則として「県内産品」を使用するものとする。
- ・県内産品の調達に困難な場合、「県内に本社や営業所等を有する取扱業者からの調達」を図るものとする。
- ・それでもなお、やむを得ない理由があり、資材調達が困難な場合は、「県内産品未使用理由書」（必携様式 29-3）を監督員に提出し、確認を受けなければならない。

② 主要資材以外の資材

- ・主要資材以外の資材についても、県内産品を優先して使用するものとする。
- ・次いで、県内に本社や営業所等を有する取扱業者からの調達に努める。
- ・県内産品の積極的な調達検討に関わらず、やむを得ない理由により、全ての資材に県内産品を使用できない場合は、「県内産品未使用理由書」を監督員に提出することが望ましい。

（3）県内産品使用の確認方法

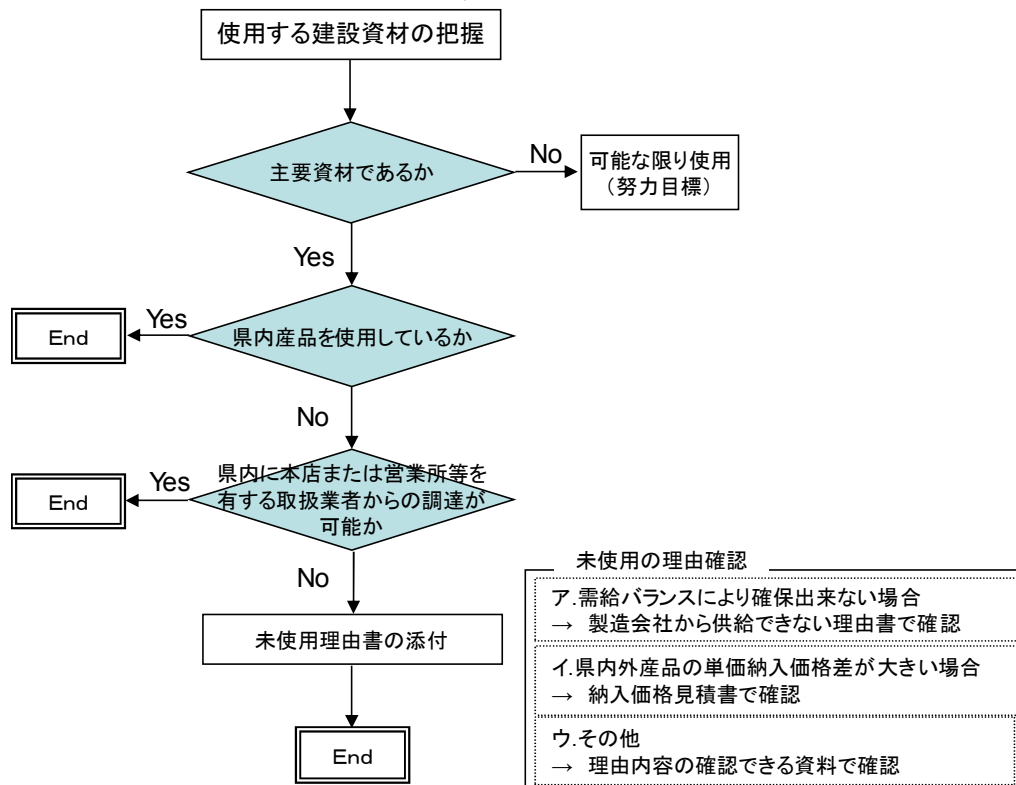
① 確認資料

受注者は材料の使用前に「使用材料一覧表」（必携様式29-2）を提出すること。
記載内容は、主要資材の区別、県内産品の使用未使用、未使用時の調達相手先の所在地とする。
また、県内産品の未使用時、「県内産品未使用理由書」等を含める。

② 確認する建設資材の範囲

設計図書に示す資材単価及び市場単価、見積単価のうち受注者が工事現場で建設資材として使用する資材を対象とする。（燃料費、賃料、損料等は対象外）

③ 県内産品の使用状況確認フロー（契約後）



※総合評価落札方式案件の場合は、各案件の「入札公告」等による。

④ 「使用材料一覧表」の確認事項

監督員は受注者から提出された「使用材料一覧表」を確認する際は以下のことに留意すること。

「使用材料一覧表」の確認内容			
県内 産品欄	製造会社名又は工場名、 所在地欄の確認内容	県内 本店欄	その他の確認内容
○	県内の所在が記載されていることを確認する。	—	—
×	県外の製造会社又は工場名が記載されていることを確認し、県内に本店又は営業所等を有する取扱業者から資材調達をするか否かを県内本店欄で確認する。	○	【購入社名、所在地欄の確認内容】 購入社名欄に県内の所在地が記載されていることを確認する。
		×	【県内産品未使用理由書の確認内容】 「使用材料一覧表」に県内産品未使用理由書、理由に関する資料が添付され、下記の「④未使用理由書の確認事項」に該当していることを確認する。

⑤ 未使用理由書の確認事項

「県内産品未使用理由書」には、以下のア～ウの理由のいずれかを記載し、「使用材料一覧表」に添付したうえで監督員に提出する。監督員は下表の理由に該当することを確認する。

【未使用の理由】

理 由	添付資料の確認方法
ア. 県内に本店又は営業所等を有する取扱業者から調達することができない場合	製造会社等が発行する証明書により、県内に本店又は営業所等を有する取扱業者へ資材を供給することができないことを確認する。
イ. 受注者により提出される「県内に本店又は営業所等を有する取扱業者の「県内産品納入価格」と「設計単価」との価格差が大きい場合	製品毎に県内産品の見積書と設計単価に基づき単価差を確認する。
ウ. その他 ex. (県内に本店又は営業所等を有する取扱業者から出荷拒否を受けた場合) 等	未使用の理由が確認できる資料の提出により確認する。

(4) 実績の報告

工事完成後に、「使用材料一覧表」を電子納品として受注者から提出を求める。

6 工事成績評定における評価及び罰則

①評価規定

- 1) 及び2) の両条件を満足した場合に工事成績評定の加点対象とする。
 - 1) 「使用材料一覧表」に示す全ての主要資材について「県内産品を使用」もしくは「県内に本店もしくは営業所等を有する取扱業者からの調達」が記載されていること。(主要資材に県内産品未使用理由書の提出があった場合は、加点評価の対象外)
 - 2) 1) に加え、「使用材料一覧表」に示す主要資材以外の資材について「県内産品を使用」もしくは「県内に本店もしくは営業所等を有する取扱業者からの調達」が記載されていること、または県内産品の調達が困難な場合で県内産品未使用理由書が提出されていること。

②評価方法

配点者	評定項目	評定点/最大評定点	評点=評定点×配分率配分点
主任 監督員	考查項目別運用表 (別紙 1-8) 5. 創意工夫	2 点/7 点	2 点×0.4 点=0.8 点
総括 監督員	考查項目別運用表 (別紙 2-3) 6. 社会性	1 点/3 点	1 点×0.2 点=0.2 点

※工事成績評定点に 1 点(0.8 点+0.2 点)が加点

※主任監督員の「創意工夫」と総括監督員の「社会性」が満点の場合は、
評定点 3 点(2.8 点+0.6 点)が加点

③罰則規定

未使用を理由とした罰則は行わない。

※総合評価落札方式における評価及び罰則については、各総合評価落札案件の「入札公告」等により規定する。

(別紙：主要資材リスト)

項目	分類	種別	
地区別資材	アスファルト合材	アスファルト混合物	
	石材	石材	
	生コンクリート	生コンクリート	
	コンクリート2次製品	コンクリートブロック	
共通	コンクリート2次製品	RCボックスカルバート	
		コンクリート製透水管	
		コンクリート矢板	
		重圧管・バイコン台付き管	
		法枠ブロック	
		PC・PHCパイプ	
		PCボックスカルバート	
		ヒューム管	
		PC管	
		用地境界杭等	
		鋼製品	アンカー工部品
			かごマット
			工場製作品
			蛇かご・ふとんかご等
	線材製品、総ねじPC鋼棒		
	デイブダーク鋼棒、関係製品		
	デッキプレート		
	鉄筋金網		
	配管用炭素鋼鋼管		
	PC鋼線・PC鋼より線他関係製品		
	ビット・ロッド		
	ロックボルト等鋼製品		
	溶接金網		
	ライナープレート		
	鋼材	異形棒鋼	
		鋼材①	
		カラーリップ溝形鋼	
		軽量溝形鋼	
		鋼管杭	
		鉄筋用小型丸鋼	
		トンネル支保工	
		平鋼等	
		鋼板(販売価格)	
		鋼矢板	
		リップ溝形鋼	
	塗料	一般建築用塗料	
		鋼構造用塗料	
	合成樹脂	溶剤類	
		塩ビ止水板	
		硬質塩化ビニル管他	
	木材	発泡スチロール	
		ポリエチレン吸集水管	
	紙製品	コンクリート型枠用合板	
		木材	
		円形型枠	
		産業用火薬類	
		コンクリート舗装金具	
		吸出し防止シート	
		静的破砕剤	
		セメント	
		軟弱地盤安定シート	
		法面緑化材	
	補強土擁壁		
	目地材		
	薬液注入工諸資材		
	道路改良	鋼製品	菱形金網
		その他	落石防護柵
	交通施設	コンクリート2次製品	落石防止網
		鋼製品	吹付工関係諸資材
			歩道美装化用等諸資材
			ガードレール、横断防止柵、転落防止柵等
			鋼製組立歩道
			鋼製グレーチング
			道路照明用支柱
		塗料	道路反射鏡
			道路標識板
		電気	道路標識用支柱
			路面表示用塗料
	道路照明用関係資材		
	その他	視線誘導標	
		アンスリップタイル	
		電線共同溝用管路材	
	下水道	コンクリート2次製品	組立マンホール
		鋼製品	下水道用推進工法用管
		合成樹脂	足掛金物
	小型構造物	コンクリート2次製品	デザインマンホール
		鋼製品	下水道合成樹脂管等
			コンクリート2次製品
			側溝蓋

主要資材リストにおける「項目」は、兵庫県県土整備部の発行する土木工事積算単価表の単価項目とし、単価項目に該当する資材を主要資材としている。

燃料費、賃料、損料等は対象外

様式 29-2

使用材料一覧表 [確認・承諾]※1

No.	使用する材料の名称	材料の規格等	材料のJIS規格の有無(有りの場合○)	工場のJIS表示認定(認証)の有無(有りの場合○及び番号)	主要資材(該当する場合○)	県内産品(使用の場合○)	製造会社名または工場名、所在地(または土取場名)	提出区分		県内本店(使用の場合○)※2	購入社名、所在地※3	附属資料の名称※4	県内産品未使用の場合○※5
								使用材料確認願を提出の場合○	土木工事承諾書を提出の場合○				

※1 使用材料確認願もしくは土木工事材料承諾願を提出する際は、「確認」「承諾」のいずれかに○を記入する。
 ※2 県内産品の調達に困難な場合で県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達した場合に記入する。
 ※3 材料の納入業者名が、製造会社名と異なる場合に記入する。
 ※4 使用材料一覧表を提出する時点では、記入しなくてよい。
 ※5 県内産品を未使用の場合は、「県内産品未使用理由書(様式29-3)」の添付が必要。
 注1) 契約金額が250万円未満の工事及び緊急的に実施する工事、総価契約単価取次方式工事は「主要資材」「県内産品」「県内本店」「購入社名、所在地名」「県内産品未使用の場合」欄の記入は不要。
 注2) 受注者は、工事完成時に使用材料一覧表(様式29-2)として提出した全ての電子データを監督員に提出する。

県内産品未使用理由書

一覧表 No.	使用する材料の名称	材料の規格等	未使用の 理由 記号 ※1	付属資料 の名称	具体的な理由 ※2

※1 未使用理由書

※2 未使用理由「ウ」に該当する場合のみ記入

ア. 県内の本店又は営業所等を有するものから調達できない場合

イ. 受注者により提出される「県内に本店又は営業所等を有する取扱業者の県内産品納入価格」と「設計単価」との価格差が大きい場合

ウ. その他